

四日市市職員住居手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 3 月 26 日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市規則第 17 号

四日市市職員住居手当支給規則の一部を改正する規則

四日市市職員住居手当支給規則（昭和 49 年四日市市規則第 33 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>( 権衡職員の範囲 )</p> <p>第 4 条の 3 条例第 40 条の 2 第 1 項第 3 号の規則で定める職員は、四日市市職員単身赴任手当支給規則（平成 2 年四日市市規則第 26 号）第 4 条の 2 第 2 項に該当する職員（<u>地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 4 第 1 項又は第 28 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員を除く。</u>）で、同項第 2 号に規定する満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する転任（四日市市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和 33 年四日市市条例第 15 号）の適用を受ける職員、国家公務員又は他の地方公共団体の地方公務員であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となつた者）の直前の住居であった住宅（市が設置する公舎及び</p>	<p>( 権衡職員の範囲 )</p> <p>第 4 条の 3 条例第 40 条の 2 第 1 項第 3 号の規則で定める職員は、四日市市職員単身赴任手当支給規則（平成 2 年四日市市規則第 26 号）第 4 条の 2 第 2 項に該当する職員で、同項第 2 号に規定する満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する転任（四日市市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和 33 年四日市市条例第 15 号）の適用を受ける職員、国家公務員又は他の地方公共団体の地方公務員であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となつた者）にあつては、当該適用）の直前の住居であった住宅（市が設置する公舎及びその他規則で定める住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして市長の定める住宅を借り受け、条例第 40 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する月</p>

その他規則で定める住宅を除く。)又はこれに準ずるものとして市長の定める住宅を借り受け、条例第40条の2第1項第1号に規定する月額を超える家賃を支払っているものとする。

額を超える家賃を支払っているものとする。

#### 附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(総務部人事課)